

今回は令和6年度税制改正大綱の、
中小事業者に関係が深そうな項目につ
いてご紹介します。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和6年1月5日
代表社員 石田 洋 祐

新年あけましておめでとうございます。

旧ジャニーズ事務所のタレントが出演していない紅白歌合戦を見ながら年を越し、今年には平和な一年が訪れれば良いなどのんびり正月気分も束の間、元日から北陸を襲った震度7の大地震、2日には日航機と海保航空機の衝突事故が発生し、日本中が悲しみに包まれるスタートとなってしまいました。亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

●令和6年度税制改正大綱

令和6年度の税制改正大綱が昨年12月14日に公表されました。岸田政権はデフレ脱却のため、物価上昇を上回る賃金上昇を最優先課題とするお題目を唱え、所得税・個人住民税の定額減税を柱に大綱をまとめました。中でも中小事業者に影響がありそうな項目をリストアップして概要をまとめました。

個人関係	所得税・住民税 計4万円定額 減税	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額1,805万円以下の居住者の所得税額から3万円、個人住民税から1万円の合計4万円が減税される。 ・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は人数分が加算される。 ・給与所得者は6月以後の源泉徴収（住民税は特別徴収）から実施。事業所得者は確定申告（予定納税がある場合には第1期分予定納税（7月）から控除）により実施される。
------	-------------------------	--

法人関係	中小企業向け 賃上げ税制の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・最大控除率が40%から45%に変更(新たな上乗せ措置5%分の追加) ・控除し切れなかった税額は5年間の繰越控除が認められる。
	交際費の損金 不算入制度の 緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・交際費から除外される飲食費の額が1人当たり5,000円以下から10,000円以下に緩和される。
消費税 (インボイス) 関係	帳簿等の記載 要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿等のみの保存により仕入れ税額控除が認められている自動販売機等による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満に限る。)について、帳簿等の記載要件から住所等の記載が不要となる。
	消費税の経理 処理の見直し	<p>簡易課税適用者、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除の経過措置(いわゆる2割特例)の適用者が、令和5年10月1日以後行う課税仕入について税抜き経理方式を適用した場合、継続適用を条件に支払対価に110分の10(軽減税率対象の場合は108分の8)を乗じた金額を仮払消費税等とする。そのほか消費税の経理処理について所要の見直しを行う。</p>

●生前贈与 令和5年度改正ポイント(おさらい)

前年度改正の贈与税の改正が令和6年1月1日から施行されますので改めて概要を整理します。

暦年課税	生前贈与の加算対象期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・生前贈与の相続財産への加算期間を相続開始前7年間とする。(現行3年)延長した期間(4年)に贈与した財産の価額から100万円控除する。
相続時精	年間110万円の基礎控除	<ul style="list-style-type: none"> ・暦年課税と同様に年110万円の基礎控除を認める。 →相続財産へ加算するときも基礎控除後の金額。 →110万円以内なら贈与税の申告不要。